



動画で確認

鎌ヶ谷市認知症高齢者見守りシール交付事業

どこシル伝言板® とは？

大変！おばあちゃんが
いなくなった！

何かお困りの様子…
衣服のQRコードに
アクセスしてみよう

発見

伝言板に
アクセス

自動メール受信

おばあちゃんが
みつかった！

ご家族

洋服等に専用の
QRコードラベルを
貼付けておく

この画面は保護者と
発見者のみが見ることが
できます

24時間 365日
素早く連絡が取れる！

認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ**瞬時に発見通知メールが届きます**。発見者はQRコードを読み取ると、**ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心です**。**チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単**。お迎えまで迅速に行えます。

<p>対象者は？</p> <p>認知症により行方不明になりそうな方で、以下の方がご利用できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定・要支援認定を受けている方 ②過去に警察に通報されたり保護されたことのある方 	<p>初回は無料</p> <p>初回は無料でお配りしています</p> <ul style="list-style-type: none"> 1セット30枚をご用意しております 2回目以降をご希望の方は市役所までご相談ください
--	---

どこシル伝言板® の特徴

<p>準備はこれだけ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スマホのメールアドレスを用意する 2. 登録シートの記入 3. ラベルシールの貼付け 	<p>耐洗ラベル 衣服等にアイロンで貼付けます</p> <p>蓄光シール 持ち物等に貼る暗闇で光るシール</p>	<p>24時間365日OK 夜間も伝言板を通じてやりとりが可能。登録した3名へ瞬時に発見通知メールが届きます。</p> <p>個人情報の記載不要 氏名・住所・連絡先の記載は不要なので安心です。</p>	<p>声かけをしやすい ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声をかけるきっかけになります。</p>
---	--	--	---

<p>耐洗ラベル(アイロンで貼り付けられるもの)</p> <p>右上腕部 背面 襟元 袖口 帽子側面</p>	<p>蓄光シール(アイロン不可のもの)</p> <p>ナイロン素材 杖</p>
---	--

お問い合わせ

鎌ヶ谷市役所健康福祉部高齢者支援課地域包括支援係

電話：047-445-1384



1

事前受付 初期登録



ケアマネジャー等に相談しながら登録シートを記入します。登録シートをもとに自治体(もしくは保護者)にて情報登録後、ラベルシールが配布されます。

2

ラベルシール 貼付け



配布された耐洗ラベルと蓄光シールを衣服・持ち物等に貼付けます。春夏秋冬物全ての衣服等に貼りましょう。耐洗ラベルは180℃のアイロンで圧着します。

ご本人

行方不明 ↓ 保護

発見者

3

QRコード読取



発見者

4

読取通知 メール受信



保護者

発見者がQRコードを読み取るだけで自動的に読取通知のメールが届きます

事務局も
受信

登録シートが重要!

どこシル伝言板登録シート

どこシル伝言板で保護対象者情報登録をするための入力用にご記入ください

記入日	年	月	日	保護対象者ID
① 保護対象者のニックネーム <small>※お呼びかえりをする際の愛称 ※個人情報保護の観点から、氏名(姓・フルネーム)での登録は禁止です 例: おおさん(先生)、おや(先生)、おや(先生)</small>				
② 生年月日(年月まで)			西	暦
③ 性別		男	・	女
④ 身体的特徴 <small>※身長や体型、メガネの有無、よく目につく傷などの特徴を詳しく記入します 例: ① 身長150cm ② 中肉中背 ③ 眼鏡使用</small>				
⑤ 既往症 例: ① 認知症 ② 糖尿病 <small>※今までにかかった大きな病気などを入力します</small>				
⑥ 保護時に注意すべきこと <small>※発見した方へのアドバイスとなります。保護時に特許権等の権利関係が記載されます 例: ・お茶が嫌いなので、お茶に頼りかけないでください ・「おいさん」と話しかける癖があるので、「先生」と話しかけてください ・子犬が居ましたら、怪我の可能性があるので、所持している動物をなるべく遠ざけてください</small>				
⑦ 発見通知メールアドレス <small>※発見時に連絡を受けるメールアドレスです 記入に行くことが可能な方を3つまで登録できます 例: 主介護者、ご家族、介護支援専門員等</small>				

既往症や保護時に注意すべきことを詳細に記入しておくことで、**発見者がご本人に接する際の手助け**となります。ケアマネジャーに相談しながら、適切な情報を記入しましょう。

8

ご本人
発見者



お迎え ↓ ご帰宅



保護者

7

発見者



伝言板でやりとり



保護者

5

情報の確認 現在地入力



発見者



警察や病院が保護した場合のみ、電話番号の記載が可能です

6

発見通知 メール受信



保護者

発見者が発見情報を入力送信すると自動的に発見通知メールが届きます

事務局も
受信